

○国土交通省告示第 号

船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用される法第八条第一項の規定に基づき、船員に関する青少年雇用対策基本方針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので告示する。

なお、青少年船員福祉対策基本方針（昭和四十五年十月十一日）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

船員に関する青少年雇用対策基本方針

目次

はじめに

第一 船員に関する青少年の職業生活の動向

一 船員に関する青少年等の現状

- (一) 船員に関する青少年をめぐる雇用情勢

(二) 働くことに関する青少年船員の意識

第二 船員に関する青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

一 船員に関する青少年雇用対策の方向性

二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

(一) 在学段階からの職業意識等の醸成

① 職場体験等を通じた職業意識の形成支援

② 船員に係る労働法制に関する基礎的知識等の周知啓発

(二) ニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施

(三) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着の支援

① 船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行のための支援

② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

③ マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進

④ 船員に関する労働関係法令違反が疑われる企業への対応

⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

四 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

(一) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

(二) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

五 船員に関する資格の取得等の促進

はじめに

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の制定以来、同法に基づき、福祉施設の設置や余暇活動の振興等、勤労青少年福祉施策が推進されてきた。勤労青少年福祉法が制定された高度経済成長期から、青少年を取り巻く社会経済状況は大きく変化している。少子高齢化が一層進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、次代を担うべき存在として青少年が活躍できる環境整備を行うことが重要な課題となっている。

このため、就職準備段階から就職活動時、就職後のキャリア形成までの各段階において、総合的かつ体系的な青少年雇用対策を行うための初めての法的枠組みとして、勤労青少年福祉法を位置付けることとし、題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）と改めるほか、適職の

選択に関する措置を新たに規定したところである。

この法改正に伴い、従来の「青少年船員福祉対策基本方針」については、「船員に関する青少年雇用対策基本方針」として、その名称及び内容を改めることとする。

本基本方針では、青少年船員及び船員になろうとする青少年を対象とし、青少年の職業生活に関する動向を明らかにするとともに、青少年船員が、仕事と人、社会との積極的な関わりを通じて自信と意欲を備え、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上を通じて継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して健全に成長することを促すため、また、これを支える関係機関の連携による社会的ネットワークの整備を図るため、施策の基本となるべき事項を示すこととする。

青少年の対象年齢については、「青少年雇用促進対策基本方針」（平成二十八年厚生労働省告示第四号）を踏まえ、「三十五歳未満」とする。

ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね四十五歳未満の者についても、その対象とは妨げないものとする。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条及び第三条にあるように、青少年雇用対策は、青少年の意欲や能力に応じて、青少年が有為な職業人として成育するよう、就職支援、職業生活における自立促進等の必要な支援を行うこととしている。なお、法第三条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれるもの

のである。

第一 船員に関する青少年の職業生活の動向

一 船員に関する青少年等の現状

(一) 船員に関する青少年をめぐる雇用情勢

船員になるためには、海上企業が求める知識技能を修得する必要があり、船員求人においては、海技免許を求めるものが多数を占めていることから、青少年の船員への就業ルートとしては、海技免許を取得することができる船員教育訓練機関を修了するルートが一般的である。

船員教育訓練機関は、船長や機関長などに必要な資格である海技免許を取得するための教育を行っており、海技免許の区分や教育目的とする船舶の種類に応じた特色のあるカリキュラムを有しております、具体的な例を示すと、外航船員養成を主な目的とし、三級海技士の資格取得を目指す商船系大学や商船高等専門学校、内航船員養成を主な目的とし、四級海技士の資格取得を目指す海上技術学校や海上技術短期大学校、漁船員養成を主な目的とし、三級海技士の資格取得を目指す水産系大学や五級海技士以上の資格取得を目指す水産系高等学校、それ以外に一般的な学校等を卒業後に陸上企業等に就職した者などが、新たに船員を目指す場合には、短期間で六級海技士の資格を取得できる民間養成施設がある。

なお、少數ではあるものの海技免許を求めない船員求人もあり、地方運輸局を通じて船員と

なる就業ルートも存在する。

船員の有効求人倍率については、リーマンショックに端を発した世界的な経済危機の影響による主要貨物（鉄鋼、セメント、石油など）の国内需要の低迷により、一時、急激に落ち込んだが、その後、景気の回復による荷動きの活発化、深刻化する船員の高齢化に伴う後継者の確保育成の必要性により、急激に回復している。平成二十二年平均の〇・四一倍から上昇を続け、平成二十六年平均では一・九〇倍に達し、平成二十三年以降、陸上の有効求人倍率を上回る傾向が続いている。

新人船員の離職の現状についてみると、海上運送法に基づく船員計画雇用促進助成金の平成二十二年度から平成二十四年度支給対象者の離職率等に係る調査において、就業後三年以内の陸上への転職率は約三十・〇%となつていて。これは、一般的な学校等を卒業後、就職して三年以内に離職する者の割合（平成二十四年三月卒業者について、中学校卒業者六十五・三%、高等学校卒業者四十・〇%、大学卒業者三十二・三%）よりも低い数値である。また、男性の離職率二十九・〇%に対し女性の離職率は三十六・〇%と、女性のほうが離職率が高い傾向がみられる。

(二) 働くことに関する青少年船員の意識

「内航船員の雇用動向及び船員教育内容に関するニーズ調査報告書」（平成二十三年度）に

よれば、青少年船員が職場で重視する事項は、「上司と同僚」が三十八%、次いで「楽しい職場」が二十二%、「仕事に生きがい」が十七%となつており、海上労働の特殊性を背景に、人間関係を重視する傾向がうかがえる。

また、船員の離職理由としては、「収入」が過半数を占め、次いで「人間関係」、「乗船期間の長さ」となつており、労働条件等への不満や職場環境が要因となつてゐる。

第二　船員に関する青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

一　青少年雇用対策の指向性

若年期は、生涯にわたるキャリア形成のスタートとして重要な時期であり、青少年が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させていくことが必要である。

しかしながら、船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行ができず、キャリア形成の初期の段階でつまずき、基本的な職業能力の修得に困難を抱える青少年が存在するなど、次代を担う青少年のキャリア形成に大きな課題が見られる。

青少年は心身ともに成長過程にあり、一般的に人生経験や職業経験が少ないとから、自らの適性等を理解した上で適職選択を行うことについても、他の年齢層に比べて未熟な面があり、マッチング向上等のための積極的な支援が求められる。

特に船員については、航行する船舶が職場であり、また住居でもあり、限られた乗組員と長期間陸上生活から隔離される環境下で行われるという特殊性を有すること、また、海技免許等の特別の資格の取得が就職にあたって重要であること等の特徴を有しております。青少年が船員という職業を選択として選択し、早期に離職することなく職業経験を積むためには、こうした点について理解を醸成するとともに、適切な船員教育訓練機関への誘導など、必要な資格が取得できる機会を確保することが重要である。

青少年雇用対策の推進に当たっては、事業主、船員教育訓練機関等、地方公共団体、地方運輸局やその他関係行政機関、無料船員職業紹介事業者、募集情報提供事業者、地域の青少年支援機関等の関係者が連携・協力し、社会全体で取組を進めていくという観点が不可欠である。

以下、施策分野ごとに、重点となる事項を掲げることとする。

二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

(一) 在学段階からの職業意識等の醸成

在学段階は、社会・職業生活への移行の前段階である、職業生涯における初期キャリアの形成に向け、勤労観・職業観などの職業意識といった将来の進路決定・就職に向けた基盤が形成される重要な時期であることから、青少年が船員という職業を選択肢の一つとして考慮することができるよう、船員についての理解を深める取組が求められる。

交通政策審議会海事分科会基本政策部会がとりまとめた「海洋立国日本の前進に向けた今後の海事行政の目指す方向二〇一五」（平成二十七年七月）においても、「学校教育における学習や体験は、そこで学ぶ子供たちに大きな影響を与えることとなることから、今後は文部科学省等の関係府省間と十分に連携して学校教育における海事分野の学習や体験の取組を全国的に広げるべきである」としているところである。

① 職場体験等を通じた職業意識の形成支援

青少年が適職選択を行うためには、自らの適性や興味・関心、職業とのかかわり等に対する理解が前提となることから、在学段階から職業意識の形成支援を行うことが重要である。

そのため、地方運輸局が業界団体等と連携し、在学時の早期から、船員経験者等による出前講座を実施し、海運の重要性や意義、船員という職業の実態等を説明したり、船内見学会やインターンシップ・職場体験に参加する機会を設ける等、船員に対する理解を醸成する取組を推進する。

② 船員に係る労働法制に関する基礎的知識等の周知啓発

船員になろうとする青少年の就職活動時や就職後のトラブルの防止のためには、船員に係る労働法制（以下「船員労働法制」という。）に関する知識等の理解を深めることが重要であり、地方運輸局と船員教育訓練機関等との連携・協力により、学生・生徒に対して船員労

働法制に関する知識等の周知を図ることが求められる。

このため、法において、学生・生徒に対する労働に関する法令に関する知識の付与について規定されたことも踏まえ、地方運輸局による船員労働法制に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行うとともに、船員教育訓練機関等に対しては、インターンシップ・職場体験の実施の前後や学生・生徒の進路決定の際など、適切な機会を捉えた船員労働法制に関する知識等の付与に係る取組の周知を図る。

さらに、地方運輸局は、船員労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、地方運輸局が相談窓口となることを周知する。

(二) ニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施

船員として働くにあたっては、一般的に海技免許等の資格が求められることから、青少年が船員という職業を選択するためには、こうした資格等を取得するための教育訓練を適切に受けられることが必要である。

このため、船員教育訓練機関における、その時々のニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施、志望者数や雇用情勢等を踏まえた入学定員の適切な維持・拡充等に取り組む。

(三) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職

場定着の支援

我が国の若年失業率は、国際的に見て相当低い水準に留まっているが、その背景には、船員教育訓練機関等の卒業前に就職先が決定し、企業で継続的に人材育成を行う学校卒業見込者一括採用があると考えられる。この仕組みは、事業主にとつても学校卒業見込者とつてもメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として我が国で広く定着してきたところである。

したがって、青少年の円滑なキャリア形成のためには、特に船員教育訓練機関等の新規卒業時の職業選択が重要であり、次のとおり適職の選択を行うことができる環境の整備が必要である。

① 船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行の支援

船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行には、船員という職業を正しく理解し、関心を持つもらうことが必要であり、地方運輸局は学校等と連携・協力し、地域の船員教育訓練機関等や学生・生徒のニーズに応じた支援を行う。

地方運輸局は、学校卒業見込者等と企業とのマッチングを図るために、規模や業種の異なる多数の海運企業が参加するセミナー等を開催し、企業関係者から直接説明を受けることでの確な情報を入手し、学校卒業見込者等の適正な企業選択が可能となるような支援を講じる。

卒業間近になつても内定を得られていない学生・生徒に対しては、セミナー等への積極的

な参加を促すとともに、卒業までに内定を得られるよう、関係省庁との連携の下で、地方運輸局において就職支援を行うとともに、就職先が決まらないまま卒業した者に対しても、地方運輸局において継続して就職支援を行う。

地方運輸局は、学校卒業見込者等に対して就職支援を行う際に、地方運輸局が船員労働に関するトラブルに巻き込まれた際の相談窓口となることを周知する。

② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

青少年の募集及び採用に当たっては、卒業後の経過期間にとらわれることなく人物本位による正当な評価が行われるよう、学校卒業見込者等の採用枠について、既卒者が船員教育訓練機関等卒業後少なくとも三年間は応募できるように努めること、できる限り上限年齢を設けないようにすること等について、法に基づく「船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主、無料船員職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成二十七年国土交通省告示第一〇三〇号）に定めたところである。この指針を活用し、事業主への周知・啓発、指導を着実に実施することにより、船員教育訓練機関等卒業後の一定期間は「新卒」扱いとする、通年採用を拡大する等の既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取組を促す必要がある。

また、地方運輸局は一般の学校等の卒業生で、船員という職業に关心を持った者に対しても

は、海上技術短期大学校や、民間養成施設（六級海技士第一種養成施設）等について積極的に紹介する。

③

マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進事業主から示される労働条件等は、学校卒業見込者等が就職先を決定する際の重要な情報であるが、募集時に示された労働条件等と雇入契約等締結時に明示された労働条件等が異なる等、労働条件等をめぐるトラブルが発生している現状に鑑み、船員法（昭和二十九年法律第一〇〇号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第一三〇号）等の労働条件等の明示に関する規定等の周知徹底を図る。

また、労働条件等をめぐるトラブル等に対し、法令等に基づく行政指導を実施してもなお、個々の事業主と労働者の間の紛争が解決しない場合には、地方運輸局による個別労働紛争解決制度等が利用できることを周知するとともに、地方運輸局は必要に応じて相談等に適切に対応する。

さらに、マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場の就労実態に係る情報が提供される環境の整備が重要である。このため、法第三十条に規定により読み替えて適用される法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供について履行確保を図るとともに、地方運輸局が学校卒業見込者等求人（法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人

をいう。以下同じ。）の申込みを受理するに当たっては、求人者に対して、全ての青少年雇用情報の提供を求めていく。

また、地方運輸局においては、青少年雇用情報の求めを行つたことを理由とした不利益取扱いに係る相談への対応、学校卒業見込者等が具体的な項目の求めを行つた場合の事業主の対応等その他青少年雇用情報の提供の仕組みが学校卒業見込者等の適職選択に有効に機能するためには必要な取組を進める。

なお、青少年雇用情報の提供は、学校卒業見込者等の適職選択のための措置であり、事業主及び学校卒業見込者等の双方に適正な対応が求められることについて周知を図っていく。

④ 船員に関する労働関係法令違反が疑われる企業への対応

船員法等の法令違反が疑われる企業については、地方運輸局において監督指導等を行つていくほか、社会的に影響力の大きい企業については、地方運輸局が是正を指導した段階で企業名を公表するなど、実効性のある取組を行つていく。

また、地方運輸局は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する求人不受理の措置を着実に実施していく。

⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援

地方運輸局は、学校卒業見込者等について就職後においてもその状況把握に努め、職場適

応のための相談対応等、職場定着に向けた支援を行うとともに、事業主に対し、個々の状況に応じて助言・指導等により雇用管理の改善を促していく。

長期間陸上の日常生活から隔離されるという海上労働の特殊性を考慮し、船内労働環境の改善・向上、メンタルヘルスに関する情報提供、健康相談、保健指導等を実施し、青少年が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる職場環境を整備していく。

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する就職支援等

船員教育訓練機関等を中途退学し、又は就職先が決まらないまま卒業したこと等を理由として、船員教育訓練機関等から社会・職業生活への円滑な移行ができなかつた者等については、個々の事情に配慮しつつ、希望に応じた就職支援等を行っていくことが必要である。

中途退学者の中には安定的な就労に困難を抱える者が多い状況に鑑み、就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学後に各支援機関の支援の谷間に陥ることのないよう、中途退学に際して、船員教育訓練機関等、地方運輸局が連携して、就職支援機関、船員教育訓練機関等に関する情報を提供し、継続的に支援を行っていく。

また、就職先が決まらないまま卒業した者については、卒業から就職までの期間が短いほど正規雇用労働者として就職する割合が高まるなど、早期の就職実現が重要となつていてことから、船員教育訓練機関等や地方運輸局が連携し、面接会の開催等により、卒業直後の支援の充実を図つてい

く。

四 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

(一) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業への支援

青少年の雇用管理に積極的に取り組みながらも、知名度等の点から青少年の採用に課題を抱える中小企業については、地方運輸局において重点的にマッチングを行っていく。

(二) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

青少年が働きがいを持ちながら、ライフステージに沿つて、希望に応じた働き方を選べるような環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

具体的には、所定時間外労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進、自己啓発のための時間の確保への配慮等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善に向けた企業における自主的な取組を促していくとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の円滑な導入の促進を図っていく。

五 船員に関する資格の取得等の促進

海技免許等を中心とした資格を取得することは、就職に有利となるだけでなく、職業人生における明確な指標となるとともに、青少年の職業能力を適正かつ客観的に評価されることにつながり、

円滑なマッチングを促し、就職の可能性をより高めることとなる。

このため、船員教育訓練を積極的に活用し、青少年のモチベーションの向上や、キャリア形成、キャリアアップに資するよう、地方運輸局は、海技大学校（上級の海技資格の取得や通信教育等）や民間養成施設（六級海技士第一種養成機関）などを積極的に周知し、青少年の海技免許等の取得の促進を図っていく。

また、スキルの向上等を目指す青少年船員に対しては、船員雇用促進センターが実施する技能訓練を受講することで新たな資格の取得等について、引き続き支援する。

一方、コミュニケーション能力の不足、人間関係への不安、仕事への理解不足等、最近の青少年の特徴や抱える課題等を踏まえ、地方運輸局はインターンシップ、出前講座等により、先輩船員等と接し、直接話しを聽ける機会を増やすことで、社会人・職業人として必要な基礎的能力の習得や職業意識の醸成を図りつつ、きめ細かな職業指導等を併せて行う。